

「介護保険制度」「介護保険料」が変わります

平成12年4月に創設以来、介護保険制度は高齢社会を支える制度として定着し15年が経過いたしました。この間八百津町におきましても、グループホームや老人保健施設、地域密着型特別養護老人ホーム等の施設が整備され、給付実績も増加の一途となっています。

第6期計画期間(平成27年度～平成29年度)では、今後想定される団塊世代の高齢者への仲間入りを見据え、高齢者がいつまでも健康に過ごせ、介護が必要になっても安心して暮らせるまちづくりを目指すため、保険料基準額、利用者負担、特別養護老人ホームへの入所基準などを改正することとし、被保険者代表、保健・医療・福祉関係者、有識者等で構成された八百津町保健福祉推進協議会を開催し、委員のご意見を伺い、パブリックコメントを経て、「第6期介護保険事業計画・老人福祉計画」を策定いたしました。以下改正の内容をお知らせいたします。

平成27年度から介護保険制度のここが変わります

平成27年4月から

●「介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わりました」

介護報酬の改定にともなって、介護保険サービスを利用したときに支払う金額が変更されました。

●「介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の入所基準が変わりました」

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所は、原則要介護3以上の人が対象となりました。

居宅において日常生活が困難でやむを得ない事由があることによる要介護1または2の方の特例的な入所について、関係自治体と関係事業所等の協議で入所が必要と認められれば、入所を認められる場合があります。

(八百津町内の該当施設)

- ・特別養護老人ホーム 敬和園
- ・特別養護老人ホーム 夢眠

平成27年8月から

●「一定以上の所得のある人は利用者負担が2割になります」

一定以上の所得(本人の合計所得が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者(65歳以上の人)の年金収入+その他の合計所得金額が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯は346万円以上)がある人がサービスを利用したときは、利用者負担が1割から2割になります。

◎「介護保険負担割合証」が発行されます

要支援、要介護の認定を受けた人全員に、利用者負担の割合(1割または2割)が記載された「介護保険負担割合証」が発行されます。

●「高額介護サービス費の一部の上限額が新しくなります」

同じ月に利用した介護保険の利用者負担の合計額(同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯の合計額)が、一定額を超えたときに支給される「高額介護サービス費」の利用者負担段階区分(所得などに応じた区分)に「現役並所得者(同一世帯に課税所得145万円以上の人)がいて、年収が単身383万円以上、夫婦520万円以上」を従来の制度から新設します。

●「特定入所者介護(予防)サービス費等の給付要件が変わります」

住民税非課税世帯の特別養護老人ホーム等の施設利用者の費用について、被保険者からの申請に基づき食費、居住費を補助する「特定入所者介護(予防)サービス費」の制度について、対象要件が変更します。

- ①住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者である場合
- ②住民税非課税世帯(世帯分離している配偶者が住民税非課税)でも、預貯金等が一定額(単身1,000万円 夫婦2,000万円)を超える場合※①②のいずれかに該当する場合は、特定入所者介護サービス費等の給付対象にはなりません。

※平成28年8月からは、給付対象要件に非課税年金(遺族年金、障害年金)が勘案されます。